

国水下企第 12 号  
令和 2 年 5 月 19 日

各都道府県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施について)

下水道使用料については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」(令和 2 年 3 月 18 日付け国水下企第 97 号 国土交通省水管管理・国土保全局下水道企画課長通知)において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している者を対象として、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

皆様にご協力いただいた支払猶予等の実施状況に関する調査結果では、4 月 23 日時点で、約 7 割の市町村で支払猶予等を実施中又は実施予定となっており、3 市 2 町では、地元企業を支援する観点から、独自に下水道使用料の減免も実施しているとのことでした。その後、各市町村の HP 等から確認できた限りで約 40 市町村において、下水道使用料の減免を実施又は実施予定となっておりました。

この点、令和 2 年度補正予算に計上された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、原則として下水道使用料の減免について、一般会計から公営企業会計への繰出に対して同交付金の対象とする旨、内閣府地方創生推進室の HP に掲載されましたので、情報提供をさせていただきます。(別添 Q&A 参照)

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金特設 HP】

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、各下水道管理者におかれましては、引き続き、個人・法人の別を問わず、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している者を広く対象として、下水道使用料について、柔軟な措置を講じていただきますよう、改めてお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

交付対象事業について

1	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けている個人や事業者への支援のため、地方公共団体が徴収する上下水道料金や公共施設使用料、公営住宅の家賃、給食費等を減免する場合に交付金を充当してよいか。</p>	<p>本交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、地方公共団体が徴収する使用料等の減免も含め、原則として使途(事業内容)に制限はない。ただし、地方公共団体が徴収する使用料等の減免自体は歳入の減少に過ぎない一方で、本交付金は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用に対して充当するものであること(制度要綱第2の4)及び基金への積立等が許容されていないことから、本交付金を充当する費用(歳出)を地方公共団体において整理しておく必要がある。(減免内容を明確にした上で、臨時交付金充当額はその額の範囲内である必要がある。)なお、減免を実施する会計ごとに、実施計画における記載方法としては、以下を参考にされたい。</p> <p><b>【一般会計・特別会計】</b> 実施計画の事業概要②(経費内容)は、「○○の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。</p> <p><b>【公営企業会計】</b> 実施計画の事業概要②(経費内容)は、「○○会計に繰り出し、○○の減免に係る費用」と記載し、事業概要③(積算根拠)としては減免額の積算根拠を記載する。</p>
2	<p>公共施設等を休業した場合、利用料収入が無くなることから、当該施設等の指定管理者への支援に交付金は充当できるか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として効果的な対策であり、地域の実情に応じて必要な事業であれば、指定管理者への支援金も含め、原則として使途に制限はない。ただし、可能であれば、支援を行うのに合わせて、休業中の施設の再開後に向けた準備や、施設の改修等の次への備え、3 密を回避</p>

		<p>した上で、教育活動の再開に向けた教育現場への準備の協力など、積極的に脱コロナに向けた協力活動を引き出すような工夫を検討されたい。</p> <p>なお、事業者等への損失補償に関するQ&amp;A（5月1日第1版の17番・18番、5月12日追加版の1番、5月15日追加版の3番）に留意されたい。</p> <p>必要に応じ、活用事例集の事例109も参考とされたい。</p>	<p>6 事業の実施に伴い必要となる地方公共団体等の事務費も交付金の対象になるのか。</p> <p>7 企業版ふるさと納税と臨時交付金を併用することは可能か。</p>	<p>対象となる。ただし、地方公共団体の常勤職員の給料など対象外となる経費があることに留意されたい。</p> <p>制度上は可能。ただし、国庫補助事業の地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄附を充当する場合は、企業版ふるさと納税と国庫補助金等との併用の可否に留意されたい。詳しくは、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&amp;A〈認定申請編〉」を確認されたい。</p>
3	地方公共団体が休業要請に応じ協力する事業者等を支援する目的で一律に定額で支給する支援金等については交付対象となるようだが、定率で支給する場合はどうか。	要請等に基づく休業に伴い生じる損失を補償する目的で、「実損失額（逸失利益等）と連動する形で助成する金額を決定する、直接的な損失補償」については交付対象外であるが、例えば、休業等に伴い売上げが減少した事業者を支援するため、売上減少額や休業中も必要となる家賃等について、その一定割合を、上限額を設けて、支援金その他の名目で給付する場合はこれに該当しない。		
4	利子補給を実施する場合、次年度以降の利子分は交付対象となるか。	本交付金は、原則として令和2年度実施事業が交付対象事業となるため、利子補給金としては原則として令和2年度に発生する利子分に対する利子補給金が本交付金の対象となる。 ただし、令和3年度以降の利子分相当額を、支援金等の形で金融機関に一括交付する場合は、本交付金の対象となる。（その場合、繰上償還等により、利子補給金の地方公共団体への返還が生じないよう工夫されたい。）	<p>8 実施計画に記載する事業について、「参考資料」の記載は必須か。必須でない場合、記載すべき事業としてはどのようなもののが該当するのか。</p> <p>9 同一内容の事業だが、予算区分がR2当初やR2補正と複数ある場合、実施計画にどのように記載すべきか。</p> <p>10 提出資料の鑑文は必要か。</p> <p>11 国庫補助事業がない自治体は、実施計画のチェックリスト上、国庫補助に関するチェック部分は空欄でよいのか。</p> <p>12 交付限度額を超える額を実施計画に記載する場合、「D 交付対象経費」に全額記載するのか。それとも、D欄に交付限度額までの金額を記載の上、超過分は「F その他」に記載するのか。</p>	<p>必須の記載事項ではないが、「事業内容」欄の補足的に活用するため、既存の予算説明資料やホームページがあれば可能な限り記載をお願いしたい。</p> <p>内閣府における集計の便宜上、複数予算にまたがる事業については、予算区分ごとに複数行に分けて記載いただきたい。</p> <p>不要である。</p> <p>空欄で差し支えない。</p> <p>全額「D 交付対象経費」に全額記載する。</p>
5	国庫補助事業について、国の令和元年度当初予算に計上された予備費を活用して実施する事業に係るもので、地方公共団体の令和元年度補正予算に計上された事業は交付対象となるのか。	本交付金の対象にはならないが、当該国庫補助事業の地方負担分については別途、地方財政措置が講じられることとなっている。		

効果の検証について		
13	交付金を活用して実施した事業の効果の検証はどのように行うべきか。有識者会議を開催する必要はあるのか。 また、事業の実施状況や効果検証の結果についてはどのような形で公表すべきか。	事業目的・事業内容に応じて、事業終了後にアンケート調査その他の適切な方法により効果を測定し、結果を公表されたい。また、今後必要に応じ、内閣府が報告を求めることある。なお、外部有識者等の参画は必須ではないが、特に都道府県・政令市等大規模自治体については検討されたい。 公表については、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行う必要がある。
地方財政上の措置との関係について		
14	交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分について、起債を充当できるか。その場合、交付限度額に影響はないか。	交付金の交付限度額の算定の基礎となる国庫補助事業の地方負担分（ハード分）について、交付金を充当するか又は補正予算債を充当するかは、地方公共団体の判断による。 仮に補正予算債を充当した場合でも、交付金の交付限度額に影響はない。
15	国の令和元年度予備費の国庫補助事業で特別交付税が措置されるものについて、交付金を充当した場合も特別交付税の算定対象となるか。	令和元年度予備費の国庫補助事業について、地方公共団体の令和元年度予算計上分は特別交付税、地方公共団体の令和2年度予算計上分は交付金で措置されることになる。地方公共団体の令和2年度予算計上分については、交付金の実際の充当の有無にかかわらず、特別交付税の算定の対象とならない。

## 別添資料1

事務連絡  
令和2年5月25日

### 事務連絡 令和2年5月25日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当課長 殿  
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)  
各市町村下水道担当課長 殿  
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

### 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における 工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月8日付け国土入企第6号）（以下「4月8日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止措置等につきましては、引き続き、4月8日付け通知の「2. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等について」を踏まえ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策が講じられるよう、受注者に対して「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の周知を図るなど、適切な対応を宜しくお願いします。

また、施工中の工事等における一時中止措置等につきましては、4月8日付け通知「1. 施工中の工事等における新型コロナウイルス感染症に係る一時中止措置等の対

応について」のとおり、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いします。

## 別添資料1

事務連絡  
令和2年5月26日

事務連絡  
令和2年5月26日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令市下水道担当課長 殿  
(上記 地方整備局等下水道担当課長経由)  
各市町村下水道担当課長 殿  
(上記 各都道府県下水道担当課長経由)  
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応等について（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応等について（参考）

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

標記について、別添資料1のとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課より事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。各位におかれましては、引き続き適切に対応していただきますようお願いします。

事務連絡  
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	港湾空港部長殿
	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
国土技術政策総合研究所	保安部長殿
	総務部長殿
国土地理院	管理調整部長殿
	総務部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」「「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について」（令和2年5月14日付け国土建第18号、別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ  
<https://corona.go.jp/>

事務連絡  
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長殿  
 各地方整備局 総務部長殿  
 企画部長殿  
 営繕部長殿  
 北海道開発局 事業振興部長殿  
 営繕部長殿  
 国土技術政策総合研究所 総務部長殿  
 国土地理院 総務部長殿

国土交通省  
 大臣官房地方課長  
 大臣官房技術調査課長  
 大臣官房官庁営繕部管理課長  
 大臣官房官庁営繕部計画課長  
 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた  
 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
 に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後もとの接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

大臣官房官庁営繕部 各課長補佐殿  
 各地方整備局 総務部契約課長殿  
 企画部技術管理課長殿  
 営繕部計画課長殿  
 北海道開発局 事業振興部工事管理課長補佐殿  
 営繕部営繕計画課長殿  
 国土技術政策総合研究所 総務部会計課長殿  
 国土地理院 総務部契約課長殿  
 大臣官房 地方課公共工事契約指導室 課長補佐  
 技術調査課建設技術調整室 課長補佐  
 官庁営繕部管理課課長補佐  
 官庁営繕部計画課企画専門官  
 北海道局 予算課課長補佐

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
 に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。）において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

施工体制通知別紙2. (1) ⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。

事務連絡  
令和2年5月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第18号）（以下「4月17日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等を参考に、適切なご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における工事等の一時中止措置等につきましては、別添1のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、国土交通省直轄事業における対応についても、別添2のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせいたします

また、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう、引き続き、十分に配慮していただきますよう、宜しくお願ひいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年5月28日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(第4回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(第3回調査(水道料金)、第3回調査結果及び第4回調査(下水道使用料)依頼)(令和2年5月14日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

(参考)厚生労働省「水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果(第3回)」

以上

別添資料1

事務連絡  
令和2年5月26日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応等について(参考)

標記について、国土交通省直轄事業において別添1から3のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村(指定都市を除く。)に対しても、周知をお願いします。

令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部	各課長殿
各地方整備局	総務部長殿
	企画部長殿
	営繕部長殿
北海道開発局	港湾空港部長殿
	事業振興部長殿
	営繕部長殿
各地方航空局	総務部長殿
	空港部長殿
国土技術政策総合研究所	保安部長殿
	総務部長殿
国土地理院	管理調整部長殿
	総務部長殿

国土交通省

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後  
における工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

緊急事態宣言を踏まえた工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和2年4月7日付け国地契第1号、国官技第6号、国営管第12号、国営計第1号、国港総第16号、国港技第3号、国空予管第15号、国空空技第5号、国空交企第3号、国北予第1号。以下「4月7日通達」という。別紙1）に、工事等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管

第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号。以下「4月20日通達」という。別紙2）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後も、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとされていることを踏まえ、引き続き、工事等の対応について、4月7日通達のI2、I3及びII並びに4月20日通達に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

なお、感染拡大防止対策の徹底については、本日の国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部（第14回）において、国土交通大臣より、国土交通省所管の団体等が作成している感染拡大予防ガイドラインに沿った感染予防対策を確実に実践することが不可欠であり、ガイドラインを個々の事業者に周知して感染予防に万全を期すべく、改めて関係業界等に要請するよう指示があったことも踏まえ、引き続き、受発注者双方において「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」の作成について（令和2年5月14日付け国土建第18号、別紙3）の別添1）及び内閣官房の新型コロナウイルス感染症対策ホームページにおいて公表されている各業種のガイドラインも参考にされたい。

注）新型コロナウイルス感染症対策ホームページ  
<https://corona.go.jp/>

事務連絡  
令和2年5月25日

大臣官房官庁営繕部 各課長殿  
 各地方整備局 総務部長殿  
 企画部長殿  
 営繕部長殿  
 北海道開発局 事業振興部長殿  
 営繕部長殿  
 国土技術政策総合研究所 総務部長殿  
 国土地理院 総務部長殿

国土交通省  
 大臣官房地方課長  
 大臣官房技術調査課長  
 大臣官房官庁営繕部管理課長  
 大臣官房官庁営繕部計画課長  
 北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた  
 国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
 に向けた具体的対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和2年5月25日に緊急事態宣言が全ての都道府県において解除された。

国土交通省所管事業の執行については、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も踏まえ、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）に取扱いを定めたところであるが、本日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、緊急事態宣言が解除された後もとの接触を低減する取組を推進することとされていることを踏まえ、引き続き、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」に基づき、遺漏なきよう措置されたい。

大臣官房官庁営繕部 各課長補佐殿  
 各地方整備局 総務部契約課長殿  
 企画部技術管理課長殿  
 営繕部計画課長殿  
 北海道開発局 事業振興部工事管理課長補佐殿  
 営繕部営繕計画課長殿  
 国土技術政策総合研究所 総務部会計課長殿  
 国土地理院 総務部契約課長殿  
 大臣官房 地方課公共工事契約指導室 課長補佐  
 技術調査課建設技術調整室 課長補佐  
 官庁営繕部管理課課長補佐  
 官庁営繕部計画課企画専門官  
 北海道局 予算課課長補佐

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保  
 に向けた具体的対策の運用について

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日付け国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号。以下「施工体制通知」という。）において取扱いを定めたところであるが、当該通知の運用について下記のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

## 記

施工体制通知別紙2. (1) ⑤一括審査方式の更なる活用において、配置予定技術者を複数申請した場合には複数の工事の落札を認めることとしているが、これを運用する場合においては、一括審査方式が企業の受注機会の増大の一助となっている中で、不調不落の発生が強く懸念される状況下において施工体制を確保するための対策として配置予定技術者の複数申請を認めるものであるとの制度趣旨を踏まえ、工事受注者の偏在等の弊害を助長することのないよう対象工事の選択及び配置予定技術者が申請できる上限に留意すること。

また、配置予定技術者の複数申請を認める場合には、不調不落の発生状況等の地域の実情を踏まえ、必要に応じて各業界団体等と意見交換等を実施した上で運用すること。

事務連絡  
令和2年5月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における  
工事及び業務の対応について

令和2年4月7日に行われた新型インフルエンザ等緊急事態宣言を踏まえた、工事及び測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について」（令和2年4月17日付け国土建第18号）（以下「4月17日付け通知」という。）等により、適切な対応をお願いしてきたところです。

このたび、令和2年5月25日に、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたところですが、新型コロナウイルス感染症への対策については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があり、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させることに加え、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要であるとされています。このことを踏まえ、施工中の工事等における感染拡大防止対策につきましては、引き続き、4月17日付け通知の「2. 施工中の工事等における感染拡大防止策の徹底」や「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」等を参考に、適切なご対応をお願いいたします。

なお、地方公共団体における工事等の一時中止措置等につきましては、別添1のとおり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合の他、受注者から一時中止等の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責によらない事由によるものとして、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行うこととしており、国土交通省直轄事業における対応についても、別添2のとおり対応することとしておりますので、ご参考にお知らせいたします

また、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないよう、引き続き、十分に配慮していただきますよう、宜しくお願ひいたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。

事務連絡  
令和2年6月23日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、各下水道管理者におかれでは、アプリの活用について、職員等に対して広く周知していただきますようお願ひいたします。

各都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

（別添）  
○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日  
付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

以上

事務連絡  
令和2年6月23日

日本下水道事業団総務企画課長 殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課課長補佐（管理）

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、貴法人におかれでは、アプリの活用について、職員等に対して広く周知していただきますようお願ひいたします。

（別添）

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日  
付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

以上

事務連絡  
令和2年6月19日

関係法人 各位

事務連絡  
令和2年6月23日

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課専門官

#### 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）について（周知）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう開発された「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」の周知について、内閣官房及び厚生労働省より別添のとおり依頼がございました。

つきましては、貴法人におかれては、アプリの活用について、職員及び会員各位に対して広く周知していただきますようお願いいたします。

(別添)

○新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について（令和2年6月19日  
付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室・厚生労働省健康局事務連絡）

以上

各府省庁  
新型コロナウイルス感染症対策担当 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室  
厚生労働省健康局

#### 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、厚生労働省で開発を進めていた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA : COVID-19 Contact Confirming Application）」が本日リリースされました。

本アプリは、利用者が新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けることができるものであり、感染の可能性をいち早く知ることができます。それにより検査の受診など保健所のサポートを早く受けることや外出自粛など適切な行動を取ることができ、感染拡大の防止につながることが期待されます。なお、個人が特定される情報や、陽性者と接触者（接触の可能性があると通知を受けた者）との関係についての情報は一切記録されず、プライバシーは十分に保護されています。

本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されますので、各府省庁におかれては、本アプリの活用について、職員及び所管の業界・団体等に対して広く周知するとともに、業界・団体等へ普及の協力を促していただきますようお願いいたします。

【参考資料1】新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）チラシ

【参考資料2】新型コロナウイルス接触確認アプリについて（概要）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

【参考資料3】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

#### 【本件連絡先】

(本事務連絡全体について)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

担当者：横澤田、西田、中山

電話：03（6257）3087

(アプリの内容について)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

疫学・データ班

電話：03（3595）2305（内線8281／8282）

(参考資料 1)

### 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールをおねがいします

**自分をまもり、大切な人をまもり、  
地域と社会をまもるために、  
接触確認アプリをインストールしましょう。**

**厚生労働省  
新型コロナウイルス  
接触確認アプリ  
COCOA**  
COVID-19 Contact Confirming Application

COCOAは、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです



\* 画面イメージ

○本アプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリです。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

**1メートル以内、15分以上の接触した可能性**



・接触に関する記録は、端末の中だけで管理し、外にはできません  
・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません  
※端末の中のみで接触の情報（ランダムな符号）を記録します  
※記録は14日経過後に無効となります  
※連絡先、位置情報など個人が特定される情報は記録しません  
※ブルートゥースをオフにすると情報を記録しません

アプリのインストールや  
詳しい情報はこちらから
厚労省 接触確認アプリ
検索


[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)


厚生労働省
内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室  
情報通信技術(IT)総合戦略室

### 新型コロナウイルス接触確認アプリ 利用者向けQ&A

**問1 接触確認アプリとは、どのようなものですか。**

利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からぬようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。なお、本アプリはApple社とGoogle社が提供しているアプリケーション・プログラミング・インターフェイス(API)を元に開発しています。

**問2 アプリを利用することで、どのようなメリットがありますか。**

利用者は、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

**問3 他の利用者との接触をどのように記録するのですか。**

スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、ほかのスマートフォンとの近接した状態（概ね1メートル以内で15分以上）を接触として検知します。近接した状態の情報は、ご本人のスマートフォンの中にのみ暗号化して記録され、14日が経過した後に自動的に無効になります。この記録は、端末から外部に出ることはなく、利用者はアプリを削除することで、いつでも任意に記録を削除できます。

**問4 個人情報が収集されることはないですか。**

氏名・電話番号・メールアドレスなどの個人の特定につながる情報を入力いただくことはありません。他のスマートフォンとの近接した状態の情報は、暗号化のうえ、ご本人のスマートフォンの中にのみ記録され、14日の経過した後に自動的に無効になります。行政機関や第三者が接触の記録や個人の情報を利用し、収集することはありません。

**問5 位置情報を利用するのですか。**

GPSなどの位置情報を利用することなく、記録することもありません。

**問6 他の利用者との接触を検知する目安はありますか。**

ご利用のスマートフォン同士が、概ね1メートル以内の距離で15分以上の近接した状態にあった場合、接触として検知される可能性が高くなります。機器の性能や周辺環境（ガラス窓や薄い壁等）、端末を所持する方向などの条件や状態により、計測する距離や時間に差が生じますので、正確性を保証するものではありません。

**問7 利用はいつでも中止できますか。**

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日間分までの記録を削除できます。

**問8 アプリでは、どのような通知がきますか。**

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

**問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐになりますか。**

利用者の通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があった場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

**問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたら、アプリで登録しなかったらどうなりますか。**

陽性者と診断された場合に、アプリへの登録は、利用者の同意が前提であり、任意です。登録いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。

**問11 陽性者との接触の可能性が確認されたとの通知を受けたら、何をすればいいですか。**

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などを案内します。

**問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。**

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

## 新型コロナウイルス接触確認アプリについて

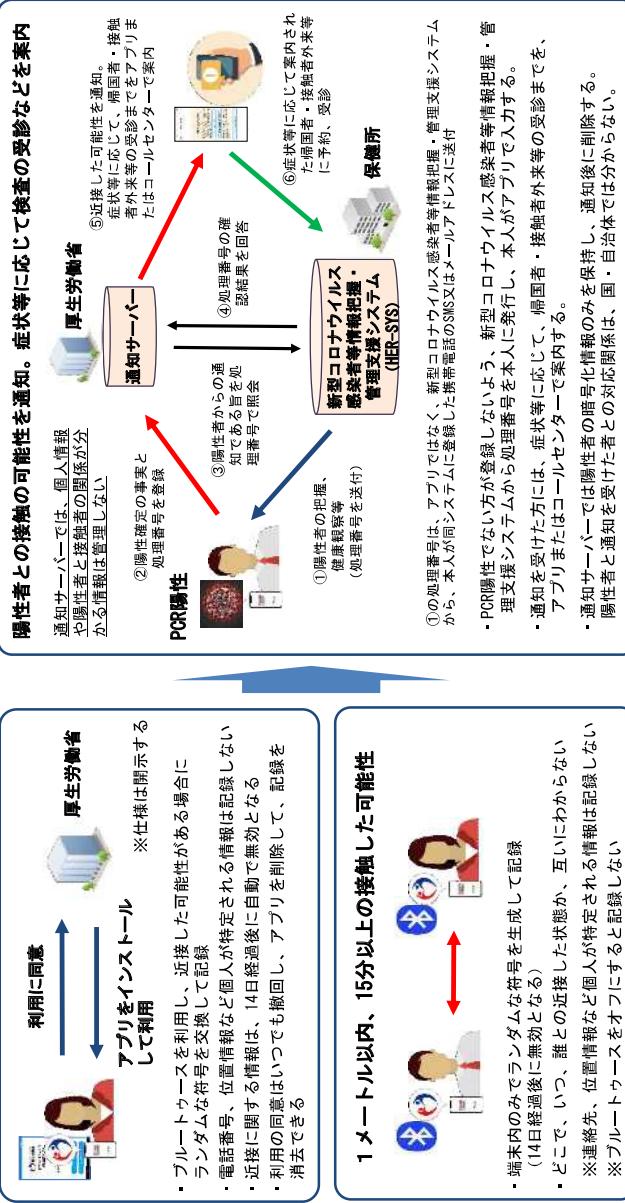


### 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テクチーム事務局

※アプリは6月19日にリリースします。ご利用いただける機種、OSの情報は、厚労省ホームページに順次掲載しますのでご確認ください。  
※資料の内容は、6月19時点の準備内容に基づくものです。今後、変わりうる内容を含みますので、ご留意ください。

### 接触確認アプリは互いに分からぬ形で接触した可能性について通知を受けることができる仕組みです

- 接触確認アプリは、本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、互いに分からぬ形で接觸した可能性について通知を受けることができます。
- 利用者は、陽性者と接觸した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。



## 新型コロナウイルスの陽性が判明した場合、本人が同意して、本人がアプリで登録いただきます

- 陽性者でない方がアプリで通知の登録をしないよう、本人がPCR検査等の際に新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムに登録した電話番号のSMS又はメールアドレスあてに、「処理番号」を通知します。
  - 本人がアプリの画面で「処理番号」を登録したら、通知の登録がされます。
- 陽性登録への同意**
- 
- 陽性者登録への同意**
- 

\*新規コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）へ登録された処理番号を入力してください。

陽性のご登録をいたしました  
ありがとうございます。

※保健所の負担軽減の観点から、本人がアプリの利用の有無を自ら登録して、処理番号の発行を受ける仕組みも検討。

保健所から携帯番号のSMS又はメールアドレスに通知された処理番号を入力ください。  
※処理番号をHER-SYSに照会・確認。認証に失敗した場合は、同画面内にエラー表示ありませぬ。

アプリを周りの人間に知らせる

登録する

2

428

## 陽性者との接触の可能性があつた場合に、本人が確認すると、通知を見ることがあります

- 陽性者との接触の可能性の情報は、メイン画面で表示するのではなく、本人が「確認」を選択すると確認できる流れとします。
- (※) 接触の可能性の情報は、1日1回程度、更新されます。

### 利用開始後に最初に表示する画面 (メイン画面)



### 陽性者との接觸が確認された場合 接触が確認された場合



\*接触の可能性が同一の者であるかどうかは、システムでも判別しませんので、同一の者でも一日単位で件数が表示されます。

通知がされた方には症状や身近な者の状況を選択すると検査の受診などを案内します

- 本人が症状の有無や身近な者の状況を選択すると、帰国者・接触者外来等（※）への受診までを案内します。  
(※) 都道府県によって、当面は、帰国者・接触者相談センターに連絡いただいた上で、帰国者・接触者等への受診を案内します。

※専用のコールセンターに贈金をする場合も同様に対応

○アプリの画面で入力する場合の流れ

卷之六

١٧

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある者
- ・至延しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者
- ※ 体調者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)などの基礎疾患がある方や既往歴を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的

該当する状況  
該当する年次

429

「症状」：①渴感→尿量減少→心肺功能不全に至る。

卷之三

- \* 帰国者・接触者外来等の連絡先を表示。※都道府県により当面は、帰国者・接触者相談センターを案内
- \* 検査結果が陽性になった場合、下記の身近に接した人にに関する質問を帰国者・接触者外来等で問診
- \* 検査結果が陰性になった場合、患者として対応。

「症状なし」の場合 → 身近な者に感染者等がいるかを確認

- あなたは陽性者との接触の可能性が確認されていますが、家族や友人、職場の人など2週間以内に身近に接した人で、以下のような方に心当たりはありますか。
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染者がいる。
  - ・新型コロナウイルス感染症が疑われる症状※がある人がいる。

※該われる症状：息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状（腋窩温度なくとも、だいたい同じと思う疲れわれた状態）や、鼻の症状（くしゃみ、鼻づまり）、喉の痛み、頭痛、皮膚や粘膜などでの乾燥感（くしゃみから鼻の奥の方で鼻水や鼻栓などでの乾燥感）、頭部の筋肉（首筋）の痛み（くしゃみから頭の奥の方で首筋や頭の筋肉などでの痛み）

「はい」の場合 → 感染者への可能性が高い帰国者・接触者外来等の遠やかな予約と受診を案内  
○ 速やかに連絡する帰国者・接触者が来等を予  
し、受診をください(マスク着用)。

○ 14日間は自宅で待機をお願いします。

※感染症対策アドバイザリーライン等、接觸者相談センターを案内

4

広く利用されることで感染拡大の防止につながることが期待されます

- アプリを利用し、「陽性者」と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

「特」に利用される場合の有効性(イントロ)

- あなたの身近にいる大切な方
- あなたご自身
- 家族
- 友人
- 介護施設、福祉施設関係者

基礎疾患、感染リスクが高い方	若い方々
・高齢者 ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患等	・スマートフォン／IT世代

**地域、企業等の協力**

- ・政府機関、地方公共団体
- ・経済界、企業、NPO、NGO
- ・医療・福祉関係者、医療保険者
- ・学校、大学、教育機関など

- サービスの利用者に働きかけ
- 飲食店、百貨店、スーパー・マーケット
- ホテル・宿泊施設、空港、飛行機
- バス、タクシー、鉄道、新幹線
- 首都圏の通勤・通学の電車内
- 多数の者がご利用する施設
- 医療機関での受診

※利用は本人の同意が前提です  
※プライバシーは守られます

- ・家族で
- ・職場で
- ・学校で
- ・地域のコミュニティで

知っている人同士で利用を呼びかけ

## ○新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更） 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要な事項

- (3) まん延防止
- 2) 催物（イベント等）の開催制限  
催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接觸確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

### 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等 (催物（イベント等）の開催)

また、スマートフォンを活用した接觸確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与することと等を周知する。

### 8) クラスター対策の強化

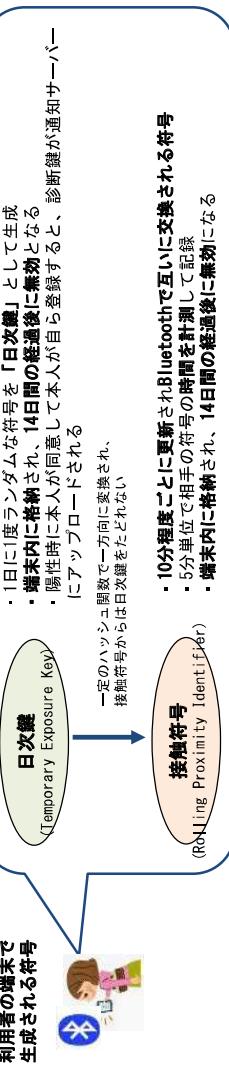
⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインターフェース（API）を活用した接觸確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HEIR-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

6

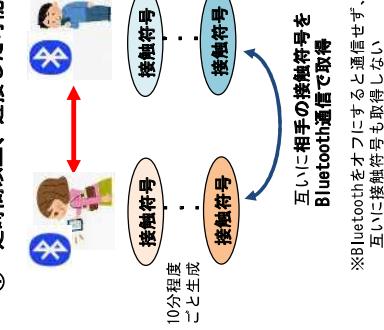
（参考）近接した状態に関する情報は、端末から外部に出ることではなく、プライバシーが確保された仕組みです

※ Apple/googleの仕様のドキュメントから作成

- 各端末で、日次鍵と接觸符号が生成され、陽性的判断時に、本人の同意のもと、必要な鍵のみを通知サーバーに登録します。
- これにより、公衆衛生当局においても陽性者、接觸者・未接觸者の情報をもたらすに、接觸者に通知がされる仕組みとしています。

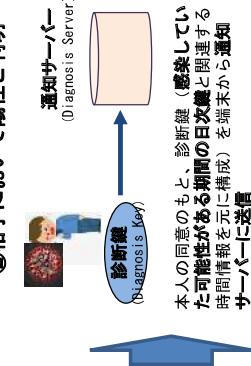


### ①一定時間以上、近接した可能性



※Bluetoothをオフにすると通信せず、互いに接觸符号も取得しない

### ②相手において陽性と判明



※通知の際は、過去14日分を対象とする  
について、公衆衛生当局が調査

※日次鍵は、過去14日分を対象とする  
※通知サーバーは公衆衛生当局が運営する

7

(参考：各国の比較) 日本のアプリは、電話番号などの個人情報や位置情報を取得せず、利用しない仕組みです

- 各国のアプリは、プライバシーへの配慮と公衆衛生の使用目的などにより、取得する情報の範囲や管理の仕組みが異なります。
- 日本のアプリは、プライバシーに最大限に配慮して、電話番号などの個人情報や位置情報は取得せず、利用しない仕組みです。

#### ① Apple/GoogleのAPIを利用した仕組み

- ・プライバシーに最大限に配慮した仕組み。アプリでは、個人情報や位置情報を取得しない。
- ・アプリの利用や陽性者の登録は、本人の同意が前提。同意はいつでも撤回し、本人が記録を削除できる。
- ・公衆衛生当局は、誰と誰が近接した距離にいたか（陽性者と接触者との関係）は、アプリでは把握できない。
- ・アプリを起動し続ける必要がないので、利用しやすく、消費電力も抑えられる。
- ・近接の記録は、ランダムな符号で個人の端末内のみに記録。外部には出さず、中央サーバーでも管理しない。

**日本**、ドイツ、スイス、ラトビア、デンマーク、ポーランドなど

#### ② 近接情報の記録など、アプリを独自に開発した仕組み

- ・プライバシーに配慮しつつも、位置情報や電話番号など個人情報を取得する仕組み。
- ・ブルートゥースを利用する場合は、アプリを起動し続ける必要があり、消費電力がかかり、利用しづらい。
- ・近接の記録は、公衆衛生当局の中央サーバーで管理する。

シンガポール、インド、オーストラリア、イギリスなど

#### ③スマートフォンで感染者や個人の動向を把握する仕組み

- ・スマートフォンで、位置情報、電話番号など個人情報を取得する仕組み。決済情報などで個人の行動歴も把握。
- ・公衆衛生当局の中央サーバーで管理する。

中国、韓国、台湾

(※) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策テックチーム（令和2年5月8日）資料を参考にして作成

8

## 問7 利用はいつでも中止できますか。

いつでも任意にアプリの利用を中止し、アプリを削除することで、すべての過去14日分までの記録を削除できます。

## 問8 アプリでは、どのような通知がきますか。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が、本人の同意のもと、陽性者であることを登録した場合に、その陽性者と過去14日間に、概ね1メートル以内で15分以上の近接した状態の可能性があった場合に通知されます。通知を受けた後は、ご自身の症状などを選択いただくと、帰国者・接触者外来等の連絡先が表示され、検査の受診などが案内されます。

## 問9 新型コロナウイルス感染症の陽性者がアプリで登録したら通知はすぐになりますか。

利用者への通知は、1日1回程度となっております。アプリへの登録のタイミングによっては、すぐに通知されない場合があります。なお、アプリの設定で「通知をON」にしていただくと、通知があつた場合に画面上に通知メッセージが表示されます。

## 問10 新型コロナウイルス感染症の陽性者と診断されましたか、アプリで登録しなかったらどうなりますか。

アプリの画面に表示される手順に沿って、ご自身の症状などを選択することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくことで、あなたと接触した可能性がある方が、検査の受診など保険所のサポートを早く受けることができます。

## 問11 陽性者との接触の可能性が確認された時の通知を受けたら、何をすればいいですか。

厚生労働省では、アプリにより、利用者のデータを利用し、収集することはありません。利用者に氏名・電話番号などの個人情報を入力いただくこともありません。

## 問12 厚生労働省ではアプリで得た情報を何に利用するのですか。

大変お手数ですが、メール（[appsupport@cov19.mhlw.go.jp](mailto:appsupport@cov19.mhlw.go.jp)）にてご連絡いただきましょう、お願ひいたします。

10

## ○接触確認アプリケーション利用規約

（令和2年6月 日 厚生労働省健康局結核感染症課）※利用開始日を設定

（目的） 第1条 本利用規約は、厚生労働省が提供する接触確認アプリケーションの利用に関する接觸確認認証アプリケーションその他の事項を定める  
ことと目的とします。

（定義） 第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

一 「接触」とは、概ね1メートル以内の距離で、15分以上の近接した状態にあつた可能性が高いが確実をいたしません。

二 「陽性者」とは、新型コロナウイルス感染症の陽性診断が確定した者をいいます。

三 「接触確認アプリケーション」とは、スマートフォンの近接通信機能（Bluetooth）を利用して、人との接觸を感知及び記録し、あるアプリ利用者について陽性者であることを判明した場合に、当該陽性者の同意のもと、当該陽性者との間で過去14日以内に接觸を確認された他のアプリ利用者が、当該陽性者について個人と接觸したことによる個人情報を受け取ることなく、自らが過去14日以内に接觸を確認したことがある旨の情報を提供することができます。

四 「アドリブ利用者」とは、本アプリを利用するユーザーです。

五 「アドリブ導入端末」とは、本アプリを導入したスマートフォン端末をいいます。

六 「日次鍵」とは、アプリ導入端末において、当該端末と一対一の対応関係を持ち、24時間単位で変更される識別子をいいます。

七 「接触符号」とは、アプリ導入端末において、日々鍵をもとに生成され、10分単位で変更される識別子をいいます。

八 「通知サーバー」とは、アプリ導入端末から登録した日次鍵を管理し、一定の条件事項に基づいてアドリブ導入端末に提供する機能を有する、厚生労働省が管理するサーバーをいいます。

九 「管理システム」とは、新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者の情報を収集するため、厚生労働省が運用し、都道府県及び保健所設置市町村において利用される、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムをいいます。

十 「処理番号」とは、アドリブ利用者が陽性者であると判断した場合に、管理システムから当該アドリブ利用者に対して、ランダムに発行され、通知される無意かつ一時的な番号をいいます。

### （本利用規約への同意）

第3条 アドリブ利用者は、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意しない限り、本アプリを利用できません。

2 アドリブ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合には、本利用規約の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

11

（本アプリによる障害の生成、記録及び誤性等の仕組み） 第4条 アドリブ利用者は、本アプリの利用を開始する前に、本アプリによる情報の生成、記録及び誤性等の仕組みに関する次に掲げる事項について、十分に理解した上で、本利用規約に同意し、本アプリの利用を開始しなければなりません。

一 アドリブ利用者のアプリ導入端末において自動的に毎日次鍵は、生成され、記録されるとともに、記録された日々鍵は、生成から14日が経過した後に自動的に無効となること。

二 アドリブ利用者のアドリブ導入端末において接觸符号が自動的に生成され、記録されるとともに、記録された接觸符号は、生成から14日が経過して後に自動的に無効となること。

三 アドリブ利用者及び接觸状況にある他のアプリ利用者がそれぞれのアプリ導入端末において生成される接觸符号が、接觸状況にある他のアプリ利用者のアドリブ導入端末において接觸符号が提供され、記録されるとともに、

（1）当該他のアプリ利用者のアドリブ導入端末において生成され記録されている接觸符号が、自らのアドリブ導入端末に対する自動的に生成され、記録されるこ

とが無効となること。

四 前号によりアドリブ導入端末に記録された他のアプリ利用者の接觸符号は、記録から14日が経過した後に自動的に無効となること。

五 アドリブ利用者が、自らが陽性者であると判明した場合は、（a）他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末に自ら14日前に記録された日次鍵が記録され、かつ（b）他のアドリブ導入端末のうち14日前に自らと接觸状態となつたことのある者については当該陽性者を個人として識別可能な情報の提供を受けることについて、別途同意した場合は、（i）当該システムに自動的に接觸状態となることについて、接觸可能な場合がある旨を知ることができるようになります。

六 「通知サーバー」とは、アドリブ導入端末未から通知される接觸符号が、自らの接觸符号又はメールアドレスにて送信された処理番号を、自らのアドリブ導入端末に入力するこにより、（i）当該アドリブ導入端末未から通知して発行されたものであるか否かの照会が行われること、（ii）当該システムから通知サーバーに対する接觸情報を陽性者や管理者が陽性者に対して発行されたものであるか否かについての回答が行われること。かかる照会の結果、当該照会された陽性者に対して発行されたものである旨の回答が行われることには、陽性者自らのアドリブ導入端末に記録された日次鍵が、通知サーバーを経由して他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末に自動的に提供され、当該他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末において、最大で過去14日前分までの接觸符号が該該他のアドリブ利用者に対する接觸符号が該該他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末内において、不特定の陽性者との接觸の可能性についての通知がされるこ

とが無効となること。

七 「管理システム」とは、実際に本アプリの利用を開始した場合に、は、該該他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末内に記録された接觸符号の持続が自動的に停止する場合に、

（2）アドリブ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合に、前項の内容を十分に理解した上で、本利用規約に同意したものとみなされます。

2 アドリブ利用者は、実際に本アプリの利用を開始した場合に、は、該該他のアドリブ利用者のアドリブ導入端末内において、不特定の陽性者との接觸の可能性についての通知がされるこ

とが無効となること。





## 公開日から1か月間は試行版（レビュー版）です。OSを確認してインストールください

- 利用のスマートフォンにより、App Store またはGoogle Playからインストールをいたすことになります。
- 公開日から1か月間は試行版（レビュー版）となります。試行版は、ご利用いただく状況も参考にしつつ、デザイン・機能などの修正を予定しておりますので、最新アプリにアップデートいたします。

【iPhone端末の場合】 iOS 13.5以上

○利用可能な機種一覧（下記のHPで順次掲載します）

○厚生労働省のホームページで随時、更新して掲載しますのでご確認ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

アプリのインストールや  
詳しい情報はこちから

厚労省 接触確認アプリ

検索



435

(参考資料3)

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- (3) まん延防止
  - 2) 催物（イベント等）の開催制限

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。
  - 3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

② また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。
  - 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等（催物（イベント等）の開催）
    - ・ 催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。
  - 8) クラスター対策の強化
- ⑤ 政府は、個人情報の保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインターフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HERSYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

## 事務連絡

令和2年6月24日

各都道府県下水道担当課長 殿  
 各政令指定都市下水道担当課長 殿  
 (各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
 下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
 (第5回支払猶予等の措置の実施状況調査の結果)

各下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況について、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(支払猶予等の措置に関する第5回調査依頼)(令和2年6月8日付け事務連絡)」により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各下水道管理者におかれましては、御多忙の中、調査に御協力いただき、御礼申し上げますとともに、支払猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、今後も支払猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることとしております。引き続き、調査へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

以上

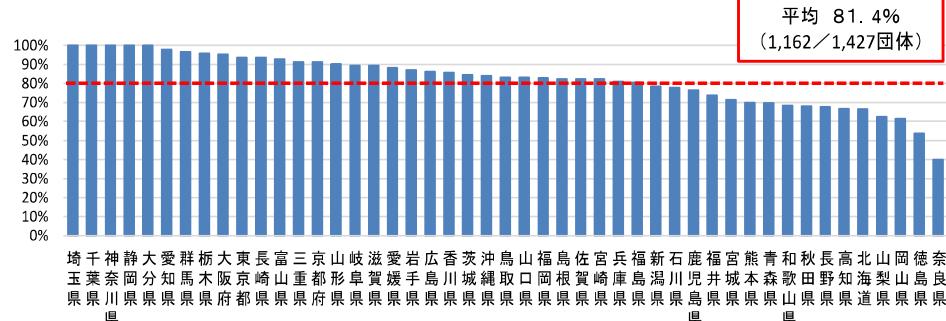
1. 調査実施概要

- ①対象団体: 全国の公共下水道管理者(1,427団体)
- ②実施時期: 令和2年6月10日(水)時点
- ③回答状況: 回収率100% (1,427団体／1,427団体)

2. 支払猶予等措置の実施・検討状況

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| ①実施中    | 1,162 団体 ( 81.43%)  |
| ②今後実施予定 | 27 団体 ( 1.89%)      |
| ③検討中    | 85 団体 ( 5.96%)      |
| ④実施予定無し | 153 団体 ( 10.72%)    |
| 合 計     | 1,427 団体 ( 100.00%) |

## (参考)都道府県別の実施率



事務連絡  
令和2年7月6日

(参考) 赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日(関係部分抜粋)

以上

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(感染予防対策の徹底)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもつて警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはないと考えているところです。そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さんに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

また、令和2年3月30日付け事務連絡に記した「作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用」、「作業終了後の手洗いの徹底」、「作業終了後の器具等の洗浄」等を継続していただきますようお願いします。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いいたします。

事務連絡  
令和2年7月6日

関係法人 各位

日本下水道事業団総務企画課長 殿

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課課長補佐（管理）

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(感染予防対策の徹底)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況ではないと考えているところです。こうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さんに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

下水道管理者については、手洗い等の基本的な感染対策のほか、作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用、作業終了後の手洗いの徹底、作業終了後の器具等の洗浄等を継続するよう本日付けで下水道企画課企画指導室から依頼したところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願ひいたします。

貴法人におかれましては、職員等に対して広く周知していただけますようお願いいたします。

(参考) 赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日 (関係部分抜粋)

以上

国土交通省水管管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(感染予防対策の徹底)

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、令和2年7月2日に、東京都で2か月ぶりに100人を超えたことを受け、翌日の会見において国土交通大臣より「昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはないと考えているところです。こうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さんに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。」との発言がありました。

5月25日付けで非常事態宣言が解除されましたが、東京以外の各地域でも感染再拡大や、下水道事業従事者に罹患者が発生する可能性もあることから、引き続き緊張感をもって、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させていただきますようお願いいたします。

また、令和2年3月30日付け事務連絡に記した「作業現場の状況に応じたマスク・保護めがねの着用」、「作業終了後の手洗いの徹底」、「作業終了後の器具等の洗浄」等を継続していただきますよう、本日、下水道企画課企画指導室から地方公共団体下水道担当者宛依頼したところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラです。万一、次なる流行が発生した場合においても、十分対応することができるよう、終末処理場の運転管理等の業務継続について、引き続き、対策に万全を期していただきますよう重ねてお願ひいたします。

貴法人におかれましては、会員各位に周知の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

(参考) 赤羽国土交通大臣発言 2020年7月3日 (関係部分抜粋)

以上

赤羽国土交通大臣会見発言 2020年7月3日(金)  
(関係部分抜粋)

(問) 新型コロナウイルスについてです。昨日、東京都で2か月ぶりに100人を超える感染が確認されました。再び感染再拡大が懸念されているところだと思います。国土交通省では、特に交通機関での感染防止の取組を進めてきましたし、また、特に観光分野では先月から移動の自粛が緩和される中で、大臣も安心・安全が大事だと述べてきました。交通・観光分野を所管する立場として、東京都での感染確認をどう受け止めているのか、また、今後の対応、利用者への呼び掛けなどあればお願ひします。

(答) 最近の東京都の新規感染者数につきましては、昨日の菅官房長官、西村担当大臣からの御発言と同様に、「高い緊張感をもって警戒すべき状況であると認識しています。また、直ちに、再び緊急事態宣言を発出する状況にはない」と考へているところです。

そうした中で、国土交通省としましては、改めて、緊張感を持って、各事業者並びに利用者の皆さんに対しましても、感染予防対策を徹底していただくよう強く要請してまいりたいと考えております。

公共交通機関につきましては、(中略)かねてより利用者の皆さんにお願いをということで、1つ目は、マスクを着用し、車内では会話は控えめにと。2つ目は、車内換気への御理解・御協力をと。冷房をかけて窓を開けるということが原則です。そうしたことでも御理解いただきたい。3つ目は、混雑を避けた時間帯、車両での御利用をと。テレワーク・時差出勤への御協力、このような3本柱をかねてよりお願いしてまいりましたが、(中略)引き続きこの取組を強化していきたいというのが1つです。

また、観光・旅行業につきまして、6月19日、県をまたぐ移動が解禁された日に発表させていただきましたが、新たな生活様式における、安心で楽しい旅行のための「新しい旅のエチケット」、標語とイラストによる大変わかりやすいエチケット一覧ですが、こうしたことを観光関連事業者の皆さんと協力して、旅行者の皆さんへの普及・啓発に努めてまいりたいと考えています。

当然のことながら、事業者の皆さんに、それぞれ業界団体で作成されたガイドラインをしっかりと現場で徹底していただくということも強く要請していきたいと考えています。

引き続き、今後の感染状況を注視しながら、関係省庁等とも連携しつつ、適時適切にしっかりと対応してまいりたいと考えています。

安全・安心はすべての大前提だということは当然のことだと思っています。